

## 令和2年度事業計画

### 令和2年度事業計画の基本的考え方

公益財団法人として、賛助会員（企業・公共団体）をはじめとする各団体などとともに、デザインによる魅力ある都市空間の創出に関する調査研究等、人材育成・普及、顕彰・啓発等の事業を着実に実施し、美しく風格のある景観、潤いのある豊かな生活環境を備えた個性的で活力のある地域社会の実現に貢献することを基本とする。

#### 1. 魅力ある都市づくりのためのデザインに関する調査研究・技術開発及びこれらの成果の普及

賛助会員企業による自主研究部会の設置、研究会の設置および受託研究などによりデザインの計画・設計に関する調査・研究活動を継続する。

この成果の普及とともに、賛助会員（公共団体）などからの要請による専門家派遣により、当該団体などへの有益な情報提供などを行うこととする。加えて、学識経験者・国土交通省などと意見交換するなど一層の連携に取り組む。

なお、昨年度から取組んでいる「（仮称）東京のパブリックスペース」本の出版に向けて、取組みを進める。

#### （1）デザインの優れた都市空間の創出、改善に関する調査研究等

- ・良好なまちなみ・景観を備えた都市空間の創出に関する調査研究（都市情報研究部会）

良好なまちなみ・景観を備えた都市空間の創出に関する今後のデザインの課題の研究のための取組を進めるとともに、都市景観大賞（「都市空間部門」）受賞地区について、その空間を生き活きと活用している写真を募集し、後世に伝えていくこととする。

- ・歩いて楽しい都市空間の創出に関する調査研究（アーバンリフォーム部会）

歩いて楽しい都市空間の創出に関する調査研究を行う。

#### （2）デザインによる社会テーマに対応した都市環境の創造、改善に関する調査研究等

- ・デザインにより地域活性化を促進する都市環境の創出に関する調査研究（A P S推進会議）  
パブリックスペースなどの都市空間に関する取組などを調査研究するとともに、地方公

共同体（主に賛助会員公共団体）の都市景観や都市空間デザインなどの取組に関する調査研究等を行う。

（３）デザインにおける景観パーツ等の活用に関する調査研究等

・都市空間に於けるサインの活用に関する調査研究（コミュニティサイン部会）

案内サインなどの課題と今後についての調査研究を行う。

（４）国・地方公共団体による都市空間デザインの向上の推進に関する調査、研究

都市の景観・デザインの基本計画、地区・施設のデザイン・景観に関する検討、景観パーツの検討の調査研究を行う。併せて、賛助会員と連携するなどにより、調査の受託に努める。

２．魅力ある都市づくりのためのデザインに関する人材育成、技術の普及のための講習会等の開催、図書の刊行、情報交換等

（１）講習会等の開催

次の講習会などを実施し都市デザインに関する知識の普及、情報交流の促進を図る。また、ニーズに応じて特別講習会を実施する等、機動的な対応を行う。

①都市づくりと景観行政講習会

②都市デザイン実務講習会

③都市景観大賞受賞地区などの現地見学会（設計者の方々による説明を予定）

（２）メルマガ・会報・機関誌の発行等による情報の発信・交流

①当財団のホームページやメルマガ（「都市＋デザイン」通信）の発行により、各種情報の提供等を行う。

②「u d c だより」（会報）を発行する。同紙には、賛助会員（企業・公共団体）情報を随時掲載する。

③機関誌「都市＋デザイン」を発行する。

④適宜、賛助会員（企業・公共団体）などへ情報提供に努める。

（３）景観行政ネットの運営

「景観行政ネット」の定期的更新等により、全国の景観行政団体及び賛助会員公共団体等の景観行政の推進を支援する。

### 3. 魅力ある都市づくりのためのデザインに関する顕彰・啓発等

#### (1) 都市景観の日事業の実施

都市景観の日の普及に協力するため都市景観の日実行委員会の事業に協賛し、併せて「都市景観の日実行委員会」事務局として都市景観大賞(「都市空間部門」及び「景観づくり活動・教育部門」)の選定を行い、同委員会の中央行事を実施する。

#### (2) まちづくり・都市デザイン競技の実施

「まちづくり月間全国的行事実行委員会」と共催で、公共デザインの向上を図るため、まちづくり・都市デザイン競技を実施し、良好な景観を備えたまちづくりの計画・設計技術の向上を図る。併せて、提案の具体化を当該公共団体とともに取り組む。(受賞者各位から提案を受け、提案の深化などを目指す)

#### (3) デザインに関する顕彰・啓発に関する活動への協力

都市景観の日実行委員会、公益社団法人土木学会デザイン賞、まちづくり月間全国的行事実行委員会事業等に協賛する。

### 4. その他の事業

#### (1) 各種関連事業への協賛、後援等の活動

国、地方公共団体、関係団体等が実施する関連事業への協賛、後援活動を行う。

#### (2) その他の事業

その他、財団の設立目的を達成するために必要な事業を行う。

### 5. 管理に関する事項

#### 会議の開催

理事会、評議員会の開催等により財団運営に関する審議を行う。

以上